

丹波市診療所開設等補助金交付申請書

丹波市長様

申請者 住所・所在地  
氏名・名称  
(代表者氏名)  
電話番号  
電子メール

令和 年度において、丹波市診療所開設等補助金にかかる対象となる事業を下記のとおり実施したいので、丹波市診療所開設等補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業予定期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 建替工事に要する費用 円

3 添付書類

- (1) 仕様書、図面（位置図や付近見取図、現状の写真、土地や建物の平面図など）、その他補助事業の内容が確認できる書類
- (2) 要する費用の内訳が分かる見積書、内訳書等の写し
- (3) 医師免許証の写し及び履歴書（開設・承継の場合のみ）
- (4) 誓約書（開設・承継の場合のみ）
- (5) 事業計画（スケジュール等）及び資金計画（予算書等）
- (6) 理由書（医療機器を購入する場合のみ）
- (7) 診療所等の土地及び建物に係る登記事項証明書（賃借する場合を除く）
- (8) 定款及び登記事項証明書（医療法人が開設・承継を行う場合のみ）
- (9) 市税の滞納がないことを証する書類（発行から1箇月以内のもの）  
(丹波市税納付状況調査同意書の提出あった場合は省略可)
- (10) その他市長が必要と認める書類

別記

誓 約 書

年 月 日

丹 波 市 長 様

住所・所在地  
氏名・名称  
(代表者氏名)  
電話番号  
電子メール

丹波市診療所開設等補助金の交付申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

記

- 1 補助金交付後、当該診療所で10年以上継続して診療を行う意思を有すること。
- 2 一般社団法人丹波市医師会の会員であること。又は、会員となる意思を有すること。
- 3 丹波市休日応急診療所の輪番制による勤務、市立学校の学校医などの、市が実施する事業に積極的に従事し、又は協力する意思を有すること。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- 5 前に、この要綱の規定による補助金（土地及び建物の賃借料に係る、継続して受ける補助金を除く）の交付を受けた者でないこと。又はその者から診療所等の承継を受ける者でないこと。

別記

事業計画書

1 診療所等の名称 (未定の場合は仮称で可)						
2 診療科目						
3 事業計画の内容 (期間等の日付は現段階での概ねで可)						
①開設等の内容						
②開設等の場所	丹波市					
③施工等予定期間	年 月 日 着工 年 月 日 完成					
④施工予定業者 (所在地等)	( )					
⑤開設等予定日	年 月 日 (改修、医療機器購入の場合は使用開始予定日)					
4 職員の状況 (開設・承継の場合のみ《申請者を含む》 現段階での概ねで可)						
(1)医師	常勤 人	非常勤 人	(2)看護師	常勤 人	非常勤 人	
(3)事務員	常勤 人	非常勤 人	(4)その他	常勤 人	非常勤 人	
その他職員 の職種等						
合 計					常勤 人	非常勤 人
5 薬局の状況等 (改修、医療機器購入の場合は記入不要)	院外薬局 ・ 院内薬局 (いずれかに○) 予定薬局名 ( )					
6 備 考						

別記

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
自己資金		
借入金		
補助金等		
計		

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
土地取得費等		
建物取得費等		
土地・建物賃借料		
医療機器等取得費		
計		

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

(注) 予算額は、補助対象となる額をすべて記入すること。

(注) 支出の部の摘要欄には補助対象外も含めた額（契約予定額等）を記入すること。

(注) 業者からのキャッシュバックやクーポン券等の実質的な値引き額は補助対象外となる。